

## 平成 31 年青森県広報コンクール実施要領

### 1 趣旨

市町村の広報活動の向上に資するため、各種広報作品についてコンクールを行い、優秀な作品を選奨する。特に優秀な作品は、公益社団法人日本広報協会主催の「平成 31 年全国広報コンクール」応募作品として推薦する。

### 2 主催

青森県広報広聴協議会

### 3 応募作品の媒体・部門

#### (1) 広報紙

- ① 市部
- ② 町村部

#### (2) 広報写真

- ① 一枚写真部
- ② 組み写真部

#### (3) 映像

### 4 応募要件

- (1) 応募団体は、青森県広報広聴協議会の会員市町村であること。
- (2) 応募作品は、次の要件を満たしているものであること。
  - ① 各作品とも市町村の企画によるもの。
  - ② 各作品とも平成 30 年 1 月～12 月の間に発行、発表、公開されたもの。

### 5 応募点数

媒体・部門ごとの各市町村の応募は 1 点とする。

### 6 応募上の留意点と提出物

#### (1) 広報紙 市部・町村部

- ① 全戸配布を目的に年に 4 回以上定期的に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌及び有料販売のものを除く。
- ② 応募作品を 7 部、参考用として直前直後発行の広報紙各 7 部を提出する。

※補足 1 配布日ではなく発行日を基準とする。例えば、平成 30 年 12 月 28 日に配布した平成 31 年 1 月号については、平成 31 年青森県広報コンクール審査対象ではなく、平成 32 年青森県広報コンクール審査対象とする。

※補足 2 通常版広報紙とお知らせ版広報紙を交互に発行している場合、応募作品が通常版広報紙であれば、直前直後の通常版広報紙を参考用として提出すること。例えば、毎月 1 日号が通常版広報紙、15 日号がお知らせ版広報紙で、応募作品が 10 月 1 日号の通常版広報紙の場合、参考用の広報紙は 9 月 15 日号・10 月 15 日号のお知らせ版広報紙ではなく、9 月 1 日号・11 月 1 日号の通常版広報紙とする。

※補足 3 12 月号が応募作品であり、提出時期・発行時期等により次号が提出できない場合は、前号及び前々号を参考用として提出すること。例えば、年 4 回発行の広報紙で 12 月号が応募作品であれば、参考作品は、前号の 9 月号、前々号の 6 月号で可とする。

## (2) 広報写真 一枚写真部・組み写真部

① 全戸配布を目的に年に 4 回以上定期的に発行する広報紙に掲載されている写真で、団体の職員等が撮影されたものとする。

一枚写真は、表紙及び記事ページで、写真一枚で表現しているもの。

組み写真は、表紙及び記事ページ 1 ページまたは見開きページで、複数の写真で表現しているもの。

② 応募写真が掲載されている広報紙を 2 部提出する。

※補足 1 広報紙に準じ、配布日ではなく発行日を基準とした広報紙に掲載されたものを審査対象とする。

※補足 2 表紙及び記事ページで 2 枚以上の写真で表現している場合、そのうち 1 点を一枚写真として応募できる。2 ページにまたがっている 1 枚の写真も応募できる。

※補足 3 組み写真は、見開きの場合、2 ページで構成されているものに限る。3 ページ以上にまたがる組み写真の場合、そのうちの任意の見開きページを選択すること。

※補足 4 見開きは、表紙と裏表紙の場合でも可とする。

## (3) 映像

① 概ね 30 分以内の広報映像作品とする。シリーズ物については、そのうちの 1 点とする。

② DVD に収録したものを 7 枚提出する。記録メディアは DVD-R とし、記録方式は DVD ビデオ形式（一般的な家庭用 DVD プレーヤーで再生できるもの）とし、必ずファイナライズ（他の DVD 再生機器でも見ることができる）処理を行うものとする。なお、Youtube 等で配信した作品の場合も、必ず DVD 再生機器で再生できる状態にすること。

7 応募締め切り

平成 30 年 12 月 3 日（月）

8 応募先

青森県広報広聴協議会事務局 青森県町村会業務共済課  
〒030-0801 青森市新町 2-4-1 県共同ビル 2F  
TEL：017-723-1331

9 添付書類

(1) 推薦書 (別添「様式 1」参照)

(2) 部門ごとの調査表 (別添「様式 2」参照)

※様式 1、様式 2 は、片面印刷にて提出のこと。

10 応募作品の取り扱い

応募作品は原則として返却しない。

11 賞の種類及び審査

(1) 賞の種類

① 部門ごとに入選・佳作各 1 点、奨励賞数点

② 広報紙部門では総合の部を設け、特選・準特選各 1 点を選定

※各賞は審査の経過により該当なしの場合もある。

(2) 審査

応募された作品は、県広報広聴協議会が実施する専門家による審査会の審査を経て入選等を決定する。

12 審査のポイント

別添「別紙 審査のポイント」を参照のこと。

13 発表及び表彰

審査結果は、県及び各市町村、報道機関等に通知するとともに、青森県町村会会報「あおり町村自治」及び青森県町村会ホームページに掲載して、発表する。

表彰は、平成 31 年度青森県市町村広報広聴担当者研修会において行う予定である。

## 14 ウェブサイト及び広報企画

日本広報協会主催の全国広報コンクールでは「ウェブサイト」「広報企画」部門を設けており、応募作品は本協議会を通じ、全国広報コンクールに推薦する。なお、応募団体は、日本広報協会の会員団体であること。「9 添付書類」(1)及び(2)に掲げる推薦関係書類は、12月3日(月)までに本協議会に提出すること。応募上の留意点は下記のとおり。

### (1) ウェブサイト

①区分は市部、町村部とする。

②平成30年1月～12月時点で公開されているもので、なおかつ平成31年4月末時点で大幅なりニューアルをされずに公開されているものを審査対象とする。

③市町村の公式ウェブサイトとして開設しているものとする。

※補足 審査対象の主となるものは公式ウェブサイト本体であり、特設サイトやサブサイトが併設されている場合は、参考とする。

### (2) 広報企画

①平成30年1月～12月時点で公開・実施されているものを審査対象とする。

②複数の地方自治体の合同による作品は、代表地方自治体1団体による応募とする。

③「広報紙」「ウェブサイト」「広報写真」「映像」の各媒体・部門では評価できない戦略的・複合的な広報キャンペーンやプロモーション等の取り組みとする。

④企画書及び広報成果物を6セット提出する。

※補足1 大きな作品やイベントで使用した「のぼり、旗、スタッフジャンパー」等、現物の送付が困難な場合は写真等の提供で可とする。

※補足2 広報企画部門該当作品事例は、別添「平成30年全国広報コンクール 審査を終えて ○広報企画」を参照のこと。

※補足3 広報紙の単一の号による特集記事は、審査対象とはしない。

### 応募作品提出点数

広報紙	応募作品を7部、参考用として前後発行の広報紙を各7部ずつ
一枚写真	当該広報紙2部
組み写真	当該広報紙2部
映像	DVD7枚
広報企画	企画書及び広報企画物6セットずつ